

# 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号で被災された 中小企業者への金融支援について

令和5年6月2日からの梅雨前線による大雨及び台風第2号の被害を受けた中小企業者の事業再建や資金繰りを支援するため、県中小企業融資制度においては以下の資金が御利用いただけますのでお知らせします。

## 1 海南市で被災された中小企業者

海南市の災害救助法適用を受け、一般保証とは別枠の限度額で融資額 100%を保証するセーフティネット保証4号が適用されることとなりました。

これに伴い、今般の災害の影響により売上高等が減少している海南海市内の中小企業者は、同保証4号の認定※1を受けることで、県中小企業融資制度の「経営支援資金（伴走支援枠）」「経営支援資金（セーフティ枠）」「資金繰り安定資金（セーフティ枠）」を通常の保証限度額とは別枠の保証で御利用いただけます。

### 【融資条件等】

#### ○経営支援資金（伴走支援枠）

- (1) 融資利率 年 1.2%以内
- (2) 保証料率 年 0.2%
- (3) 融資限度額 設備・運転・返済 1億円以内
- (4) 融資期間 10年以内（一括償還は1年以内）
- (5) 取扱期間 令和5年12月13日まで※2

#### ○経営支援資金（セーフティ枠）

- (1) 融資利率 年 1.2%以内
- (2) 保証料率 年 0.6%
- (3) 融資限度額 設備・運転 8,000万円以内
- (4) 融資期間 10年以内
- (5) 取扱期間 令和5年12月13日まで※2

#### ○資金繰り安定資金（セーフティ枠）

- (1) 融資利率 年 1.6%以内
- (2) 保証料率 年 0.6%
- (3) 融資限度額 返済・運転 8,000万円以内
- (4) 融資期間 10年以内
- (5) 取扱期間 令和5年12月13日まで※2

※1 災害の影響で一定規模の売上高等の減少が見込まれること等が要件であり、売上高等の減少について海南海市長の認定が必要

※2 上記保証を活用する際の海南海市への認定申請期間

## 2 県内で被災された中小企業者

今般の災害により被災し、市町村長の罹災証明を受けた県内の中小企業者（海南海市内の方を含みます。）は、県中小企業融資制度の「経営支援資金（一般枠）」「短期決済資金（一般枠）」等を御利用いただけます。

## 【融資条件等】

### ○経営支援資金（一般枠）

- （１）融資利率 年 1.4%以内
- （２）保証料率 年 0.45～1.3%
- （３）融資限度額 設備・運転 8,000 万円以内
- （４）融資期間 10 年以内
- （５）取扱期間 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

### ○短期決済資金（一般枠）

- （１）融資利率 年 1.2%以内 \*通常時は年 1.7%以内
- （２）保証料率 年 0.45～1.3%
- （３）融資限度額 運転 3,000 万円以内
- （４）融資期間 1 年以内
- （５）取扱期間 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

※その他の詳細な要件等につきましては、和歌山県 HP を御参照ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyomu/kinyuu/sangyoushien.html>

※日本政策金融公庫や商工組合中央金庫においても、災害復旧貸付が実施されています。  
詳しくは、関係機関 HP を御参照ください。

（経済産業省）<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230605004/20230605004.html>

（日本政策金融公庫）<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/202306saigai.html>

（商工組合中央金庫）[https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr\\_230606\\_01.pdf](https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_230606_01.pdf)